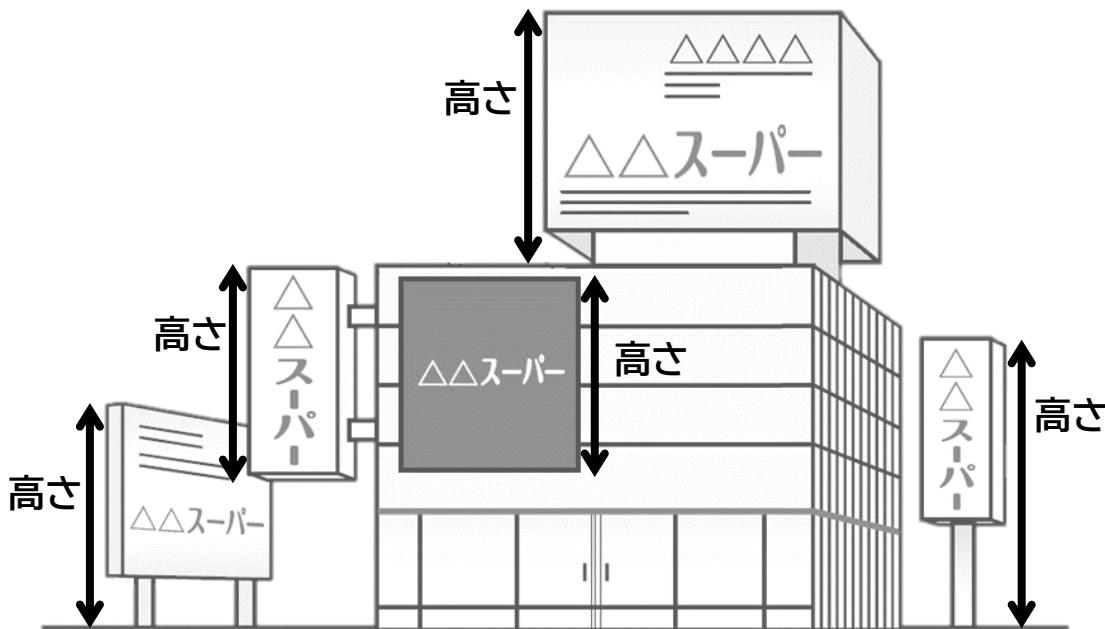


# 屋外広告物の設置に関する重要なお知らせ

看板の設置にあたっては、建築確認申請などが必要となる場合があります。併せて、設置条件に応じた材料や構造の基準を遵守し、屋外広告物による危害防止に努めてください。

高さ4mを超える看板の設置にあたっては

## 建築確認申請 が必要です！



高さが4mを超える看板は、建築基準法の一部の規定が適用される工作物に該当するため、建築確認申請の手続きが必要になります。

上図のとおり、本体の高さが4mを超える看板および支柱部分も含め高さが4mを超える看板が対象となります。（高さが4m以下の看板においても、構造検討が必要となりますので専門家に相談のうえで設置してください。）

また、建築確認申請は工事着手前に行ってください。

防火地域内で、建築物の屋上に設置する看板又は高さ3mを超える看板（広告幕を含む）は、その主要な部分を **不燃材料** で造るか覆う必要があります。

### お問合せ先

#### 建築確認申請のこと

越谷市 建築住宅課（本庁舎6階）  
電話 048-963-9235

インターネット上からも  
相談ができます。



#### 屋外広告物の申請に関するこ

越谷市 都市計画課（本庁舎6階）  
電話 048-963-9221

越谷市屋外広告物条例のしおりは  
こちらから確認ができます。

